

・食料・農業・農村を巡る状況

- (1) 食料自給率の現状・・・1
- (2) 耕地面積の減少と食料自給率・・・2
- (3) 世界の人口と食料需給の動向・・・3
- (4) 耕作放棄地面積の推移と発生要因・・・4
- (5) 農業構造の実態・・・5
- (6) 農村の現状・・・6
- (7) 食の安全・安心に対する関心の高まり・・・7
- (8) 多面的機能の発揮・・・8

・食料・農業・農村に関する施策の展開

1．食料・農業・農村基本法等の制定

- (1) 食料・農業・農村基本法・・・9
- (2) 食料・農業・農村基本計画・・・10

2．食料・農業・農村基本計画に基づいた施策

- (1) 食料自給率目標の設定
新たな食料自給率目標の設定・・・11
- (2) 農業の持続的な発展に関する施策
経営所得安定対策等大綱・・・12
担い手の育成・確保と新規参入の促進・・・13
知的財産の創造・保護・活用・・・14
輸出の促進に向けた戦略的取組・・・15
バイオマス総合利活用の推進・・・16

(3) 農村の振興等に関する施策

(農業農村の整備と保全)

- 農業生産基盤の整備・・・17
- 農村の総合的な整備・・・18
- 中山間地域等直接支払制度・・・19
- 農地・水・環境保全向上対策・・・20
- 災害に強い安全で安心な
農地農村の形成・・・21

(都市と農村の共生・対流等)

- 都市と農山漁村との共生・対流の推進・・・22
- 都市農業の振興・・・23
- 再チャレンジ支援施策(「人生二毛作」
(団塊世代の定年帰農))の推進・・・24

(4) 食の安全、食育や地産地消の推進

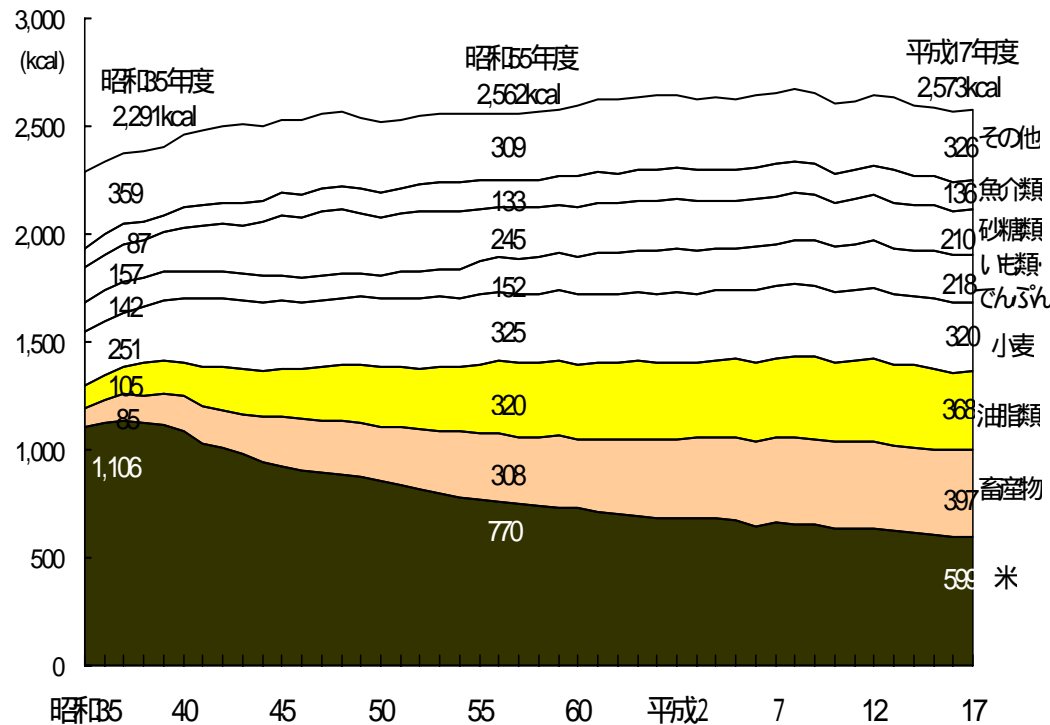
- 食の安全と消費者の信頼確保の徹底・・・25
- 食育の推進・・・26
- 地産地消の推進・・・27
- 食料産業クラスターの進捗状況・・・28

1. 食料・農業・農村を巡る状況

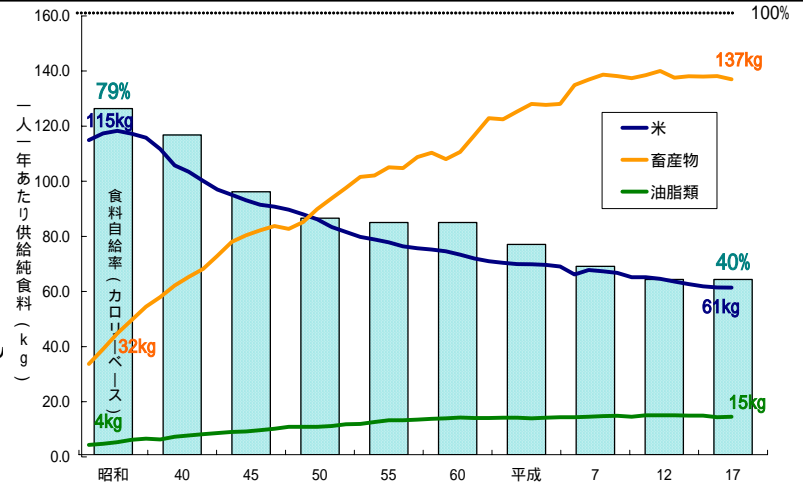
(1) 食料自給率の現状

我が国の食料自給率は、国内で自給可能な米の消費の減少や、大部分を輸入に依存している飼料穀物や油糧原料(大豆、なたね)を使用する畜産物や油脂の消費の増大等を背景に、低下し続け、平成17年度では40%、主要先進国中で最も低い水準。

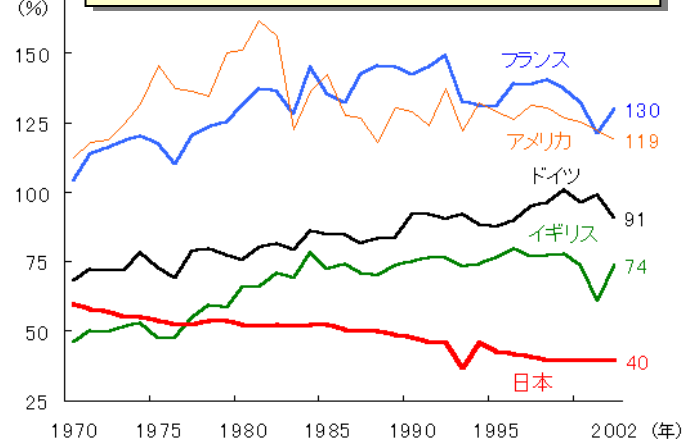
国民1人1年当たり供給熱量の構成の推移



食料自給率(カロリーベース)と米、畜産物及び油脂類の消費の推移



主要先進国における食料自給率の推移



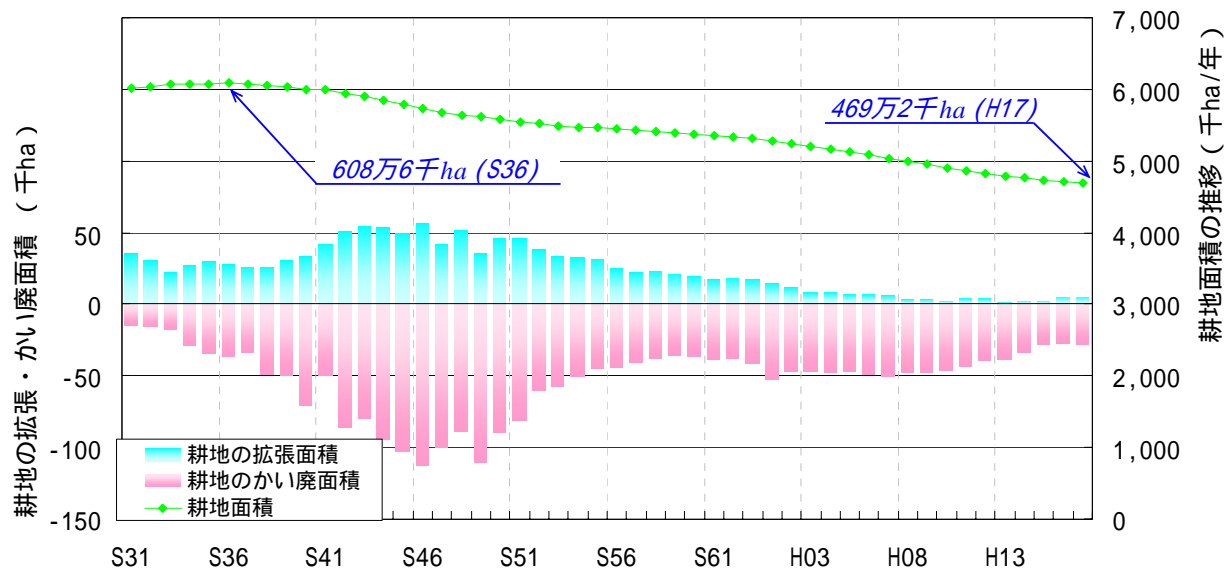
(注) 食料自給率は、国内の食料消費について国産でどの程度賅えているかを示す指標である。通常、エネルギーに着目し、国民に供給されている食料の熱量合計のうち国産で賅われた割合である「カロリーベースの食料自給率」を使用している。

(2) 耕地面積の減少と食料自給率

我が国の耕地面積は、昭和36年から平成17年までの44年間に、104万haが造成された一方、工場用地、宅地等への転用や耕作放棄などにより244万haがかい廃されたため、609万haから469万haに減少。

今後、食料・農業・農村基本計画に即し、食料自給率の向上を図るためには、優良農地の確保と有効活用を進めることが重要。

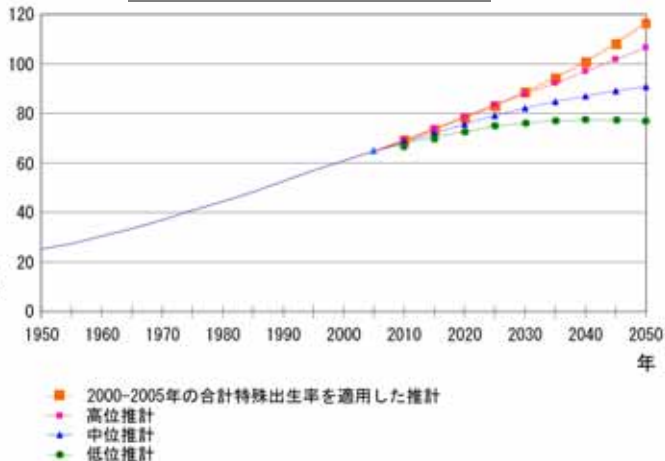
我が国の耕地面積の推移



(3) 世界の人口と食料需給の動向

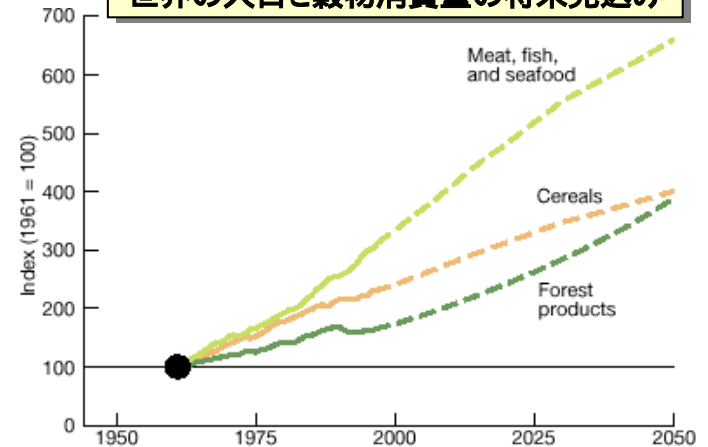
国連の推計では、世界の人口は2005年には60.6億人であるが、2050年には93.2億人に増加すると予測。
 国連食糧農業機関(FAO)は、1人あたりの消費熱量の増加傾向が今後も続き、人口の増加と相まって、世界全体の年間穀物消費量は、2000年から2050年の間に66%増加すると予測。
 世界の耕地面積は減少し、人口1人あたりの収穫面積は40年前の約半分にまで減少、反収の伸びも鈍化傾向。

世界人口の主な推計値



出典: 国連経済社会局人口部「World Population Prospects: The 2004 Revision」2005年
 © 国連人口基金東京事務所

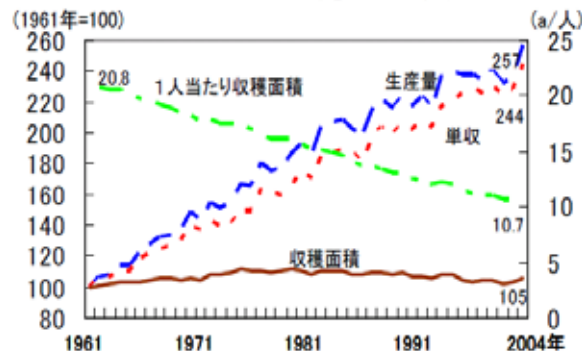
世界の人口と穀物消費量の将来見込み



FAO NATURAL RESOURCES CONSUMPTION PROJECTIONS, 1961-2050
 2000年から2050年の間に、世界の穀物消費量は66%増加し、林産物の消費量は120%増加し、食肉及び魚類の消費量は100%増加する。

世界の人口1人当たり収穫面積

(1961年を100とした指数)

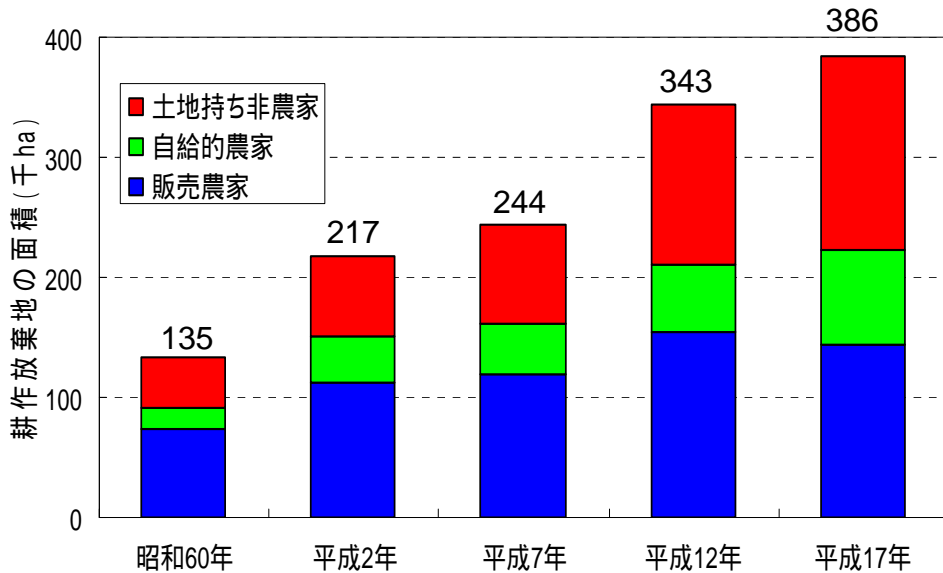


資料: FAO/FAOSTAT

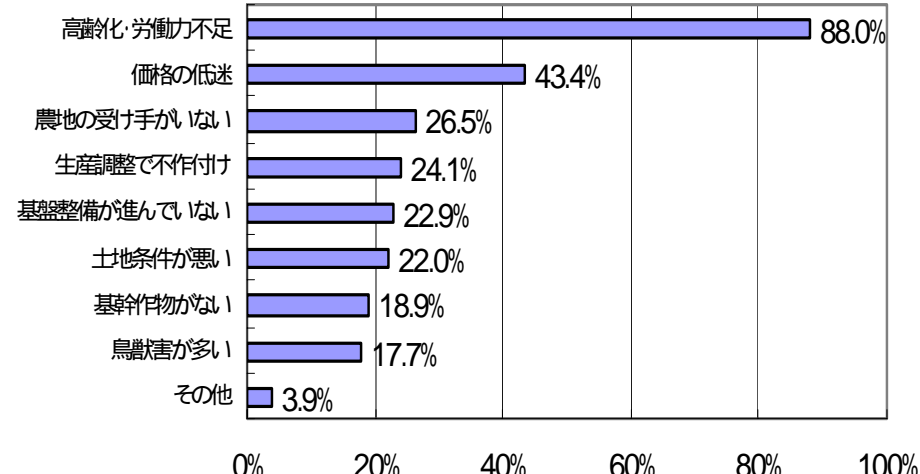
(4) 耕作放棄地面積の推移と発生原因

耕作放棄地の面積は年々増加しており、昭和60年に13.5万haであったが、平成17年には38.6万haにまで増加している。
耕作放棄の原因として、高齢化・労働力不足が最も多くなっている。

耕作放棄地面積の推移



耕作放棄の原因



資料: 全国農業会議所「平成14年地域における担い手・農地利用・遊休農地の実態と農地の利用集積等についての農業委員調査結果」

資料: 農林水産省「農林業センサス」

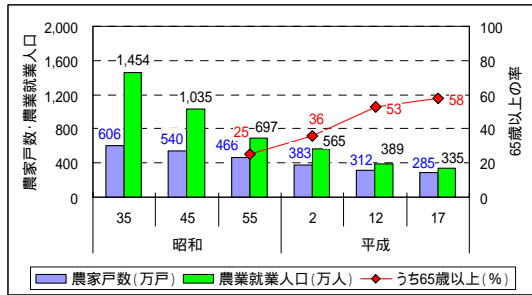
- 注: 1) 「販売農家」とは、経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
 2) 「自給的農家」とは、経営耕地面積が30アール未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。
 3) 「土地持ち非農家」とは、農家以外で耕地及び耕作放棄地を5アール以上所有している世帯をいう。
 4) 「耕作放棄地」とは、以前耕地であったもので、過去1年間に以上作物を栽培せず、しかもこの数年間に再び耕作するはきりとした考えのない土地をいう。

(5) 農業構造の実態

農業従事者の高齢化や減少、耕作放棄地の増加等による農地面積の減少等が進展する中、土地利用型農業を中心に経営規模の拡大が遅れており、農業の生産構造のぜい弱化が進行している。

地域農業の担い手を育成・確保するとともに、担い手への農地の利用集積を促進し、構造改革を進めていくことが必要。

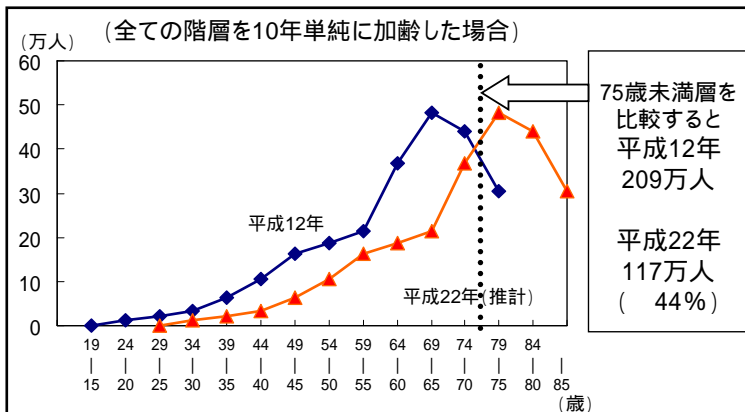
農家戸数、農業就業人口の推移



農家一戸当たりの平均経営規模の推移

	昭和35 (A)	50	平成2	17 (B)	(B/A)
経営耕地(ha)					
北海道	3.54	6.76	10.81	(18.59)	-
都府県	0.77	0.80	0.89	(1.30)	-
部門別(全国)					
水稲(a)	55.3	60.1	(71.8)	(96.1)	-
乳用牛(頭)	2.0	11.2	32.5	58.7	29.4
肉用牛(頭)	1.2	3.	11.6	29.7	24.8
養豚(頭)	2.4	9 34.4	272.3	1095.0	456.3

年齢別基幹的農業従事者数の推計



資料: 経営耕地、水稲については「農林業センサス」

畜産部門については「畜産統計」、「家畜の飼養動向」

注: 1) カッコ内の数値は、販売農家(経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上の農家)の数値である。

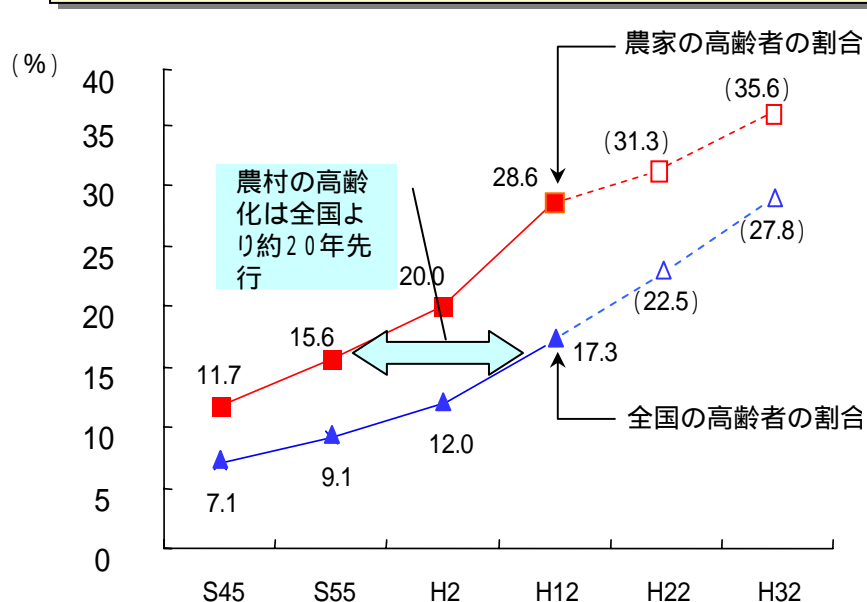
2) 部門別の水稲の平成2年以前は水稲を収穫した農家の数値であり、17年は販売目的で水稲を作付けした農家の数値である。

(6) 農村の現状

農村においては、若年人口の都市への流出や農家の減少等により、過疎化、高齢化、混住化が進み、農業生産活動の停滞や集落機能の低下が見られる。

農村経済の活性化を図るとともに、農地・農業用水等の資源の適切な管理等を通じ、多面的機能の確保を図ることが必要。

農家・全国の高齢者の割合の推移

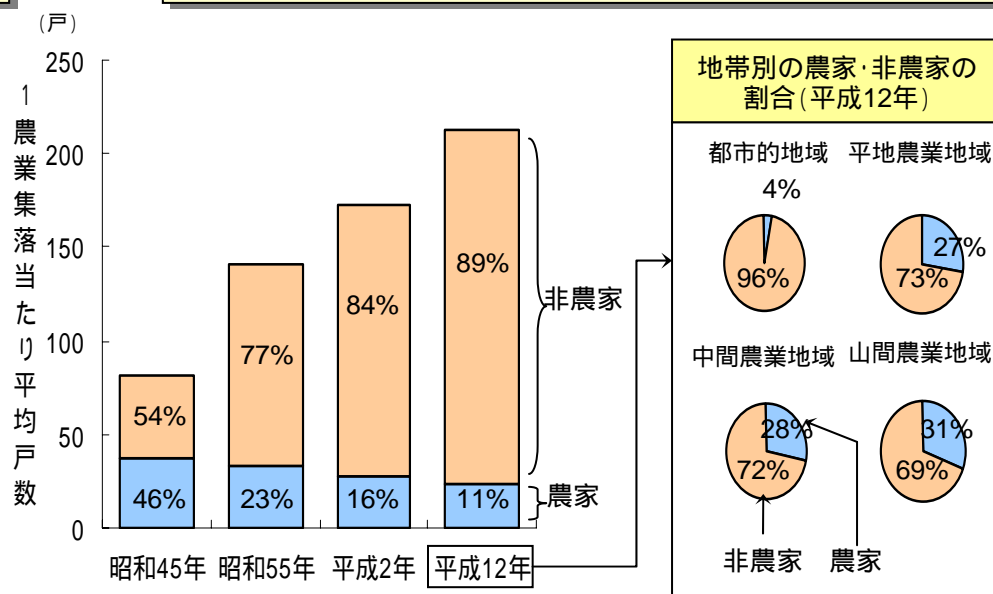


資料：農林水産省「世界農林業センサス」、総務省「国勢調査」

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(H14.1)

注：高齢者比率は65歳以上人口の占める割合を、()書きは推計値を示す。

農業集落の農家と非農家の割合の推移

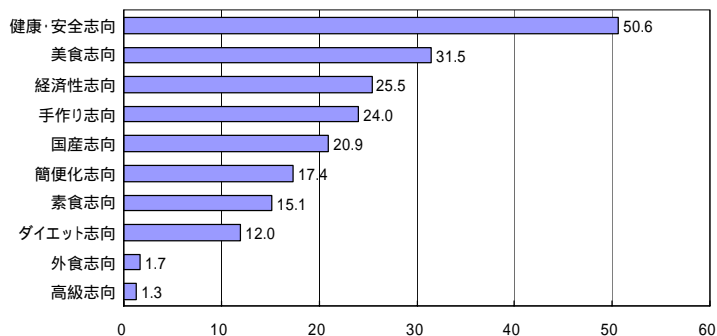


資料：農林水産省「世界農林業センサス」

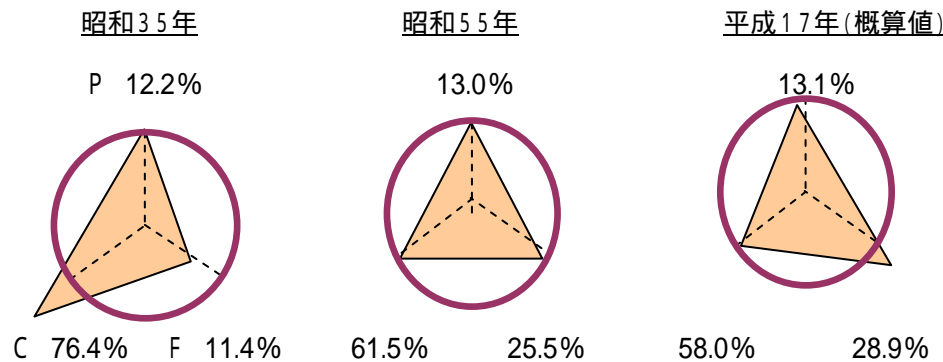
(7) 食の安全・安心に対する関心の高まり

最近、BSEの発生などを契機に食の安全に対する消費者の信頼が揺らいでいる。
また、健康志向等の中で、バランスの良い健全な食生活に対する関心が高まっている。

消費者の食に対する志向



栄養バランスの変化



(%)

資料：農林漁業金融公庫「健康に役立つ食品に関する調査」(18年3月公表)
注：1) 全国の20歳以上の女性を対象として実施(回答総数2,094)。
2) 食に対する志向のうち、1番目または2番目に強いとした割合である。

資料：農林水産省「食料需給表」

注：適正比率は、食料・農業・農村基本計画における平成22年度の目標値P(たんぱく質)13%、F(脂質)27%、C(炭水化物)60%

(8) 多面的機能の発揮

農業は、食料を供給するだけでなく、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、さまざまな役割を有している。

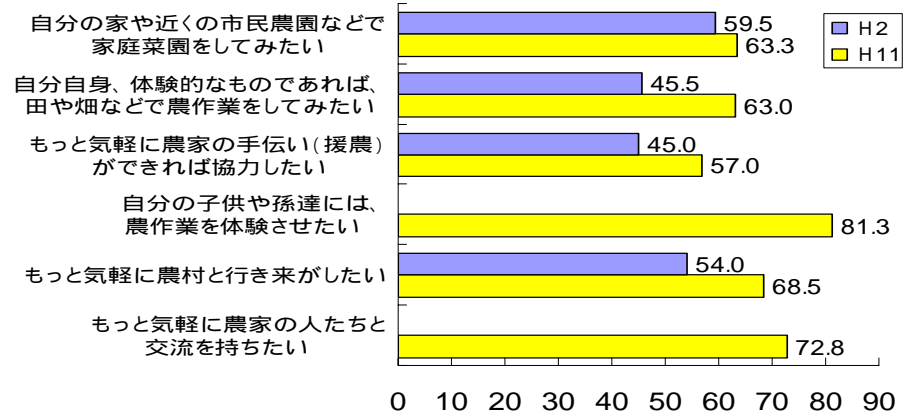
このような多面的機能を、農地・農業用水等の資源の適切な管理等を通じ、将来にわたって適切かつ十分に発揮させることが、国民生活や国民経済の安定のために重要である。

また、近年、ゆとり・安らぎなどの価値観が重視されるようになる中で、豊かな自然環境や美しい景観に触れ合うことのできる農業や農村への期待が高まっている。

農業等の有する多面的機能



都市住民の農業・農村への関心の高まり



資料：(株)博報堂生活総合研究所「食と農業に関する意識調査」(%)

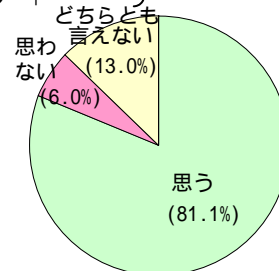
注1：首都圏居住の非農業者400名を対象とするアンケート調査

注2：印の調査項目は、平成11年に新設された項目である

東京の農業・農地についての意向

資料：平成17年度第3回インターネット都政モニターアンケート

問 あなたは東京に農業や農地を残したいと思えますか。



都市部の自治体からの要望

都市農地の減少に歯止めがかからず、持続可能な都市農業を実現するための対策が急務等の理由から、53の都道府県及び市区町村議会から「都市農業振興の確立を求める意見書」が提出されている。(平成18年8月末時点)

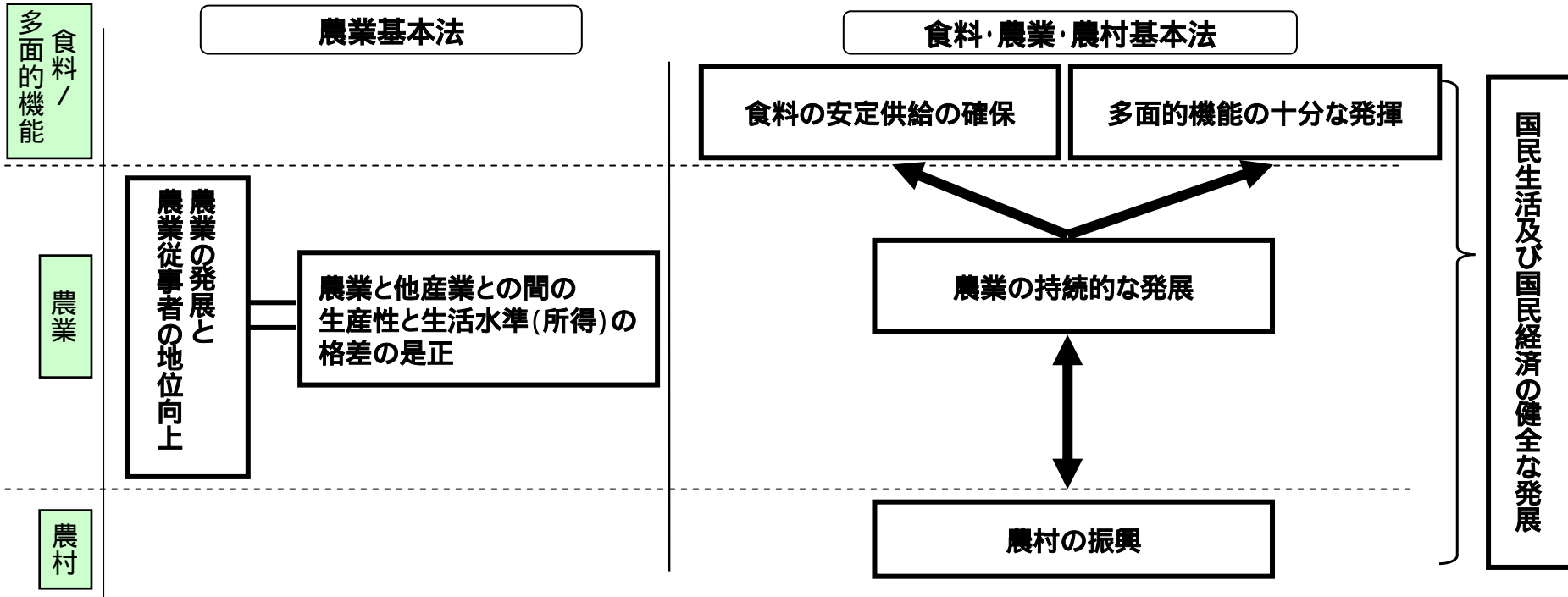
・食料・農業・農村に関する施策の展開

(1) 食料・農業・農村基本法等の制定

(1) 食料・農業・農村基本法

平成11年7月に、農業基本法(昭和36年制定)に代わって、食料・農業・農村基本法制定。

食料の安定供給の確保、農業の有する多面的な機能の発揮、農業の持続的な発展、その基盤としての農村の振興の4つを基本理念として掲げ、国民全体の視点で食料・農業・農村が果たすべき役割と目指すべき政策方向を明示。



ポイント

農業の生産性の向上
農業の総生産の増大と選択的拡大
農産物の価格の安定
家族農業経営の発展と自立経営 等

食料自給率の目標設定
消費者重視の食料政策の展開
効率的かつ安定的な農業経営による生産性の高い農業の展開
市場評価を適切に反映した価格形成と経営安定対策
自然循環機能の維持増進
中山間地域等の生産条件の不利補正 等

(2) 食料・農業・農村基本計画

食料・農業・農村基本計画に基づき、食料の安定供給の確保、農業の有する多面的な機能の発揮、農業の持続的な発展、その基盤としての農村の振興の4つを基本理念として掲げ、国民全体の視点で食料・農業・農村が果たすべき役割と目指すべき政策方向を明示

平成17年3月に、新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定されたところ。

新たな「食料・農業・農村基本計画」のポイント

新たな食料自給率目標の設定

将来的にカロリーベースで5割以上を目指しつつ、平成27年度に、カロリーベースで45%、生産額ベースで76%とする目標を設定。生産・消費の両面にわたる重点課題を明確化。幅広い関係者で構成される協議会で「行動計画」を策定し、計画的な取組を推進。

担い手の経営全体に着目した品目横断的政策の導入

これまで全農家を対象に講じられてきた品目ごとの価格対策を見直し、担い手の経営全体に着目した品目横断的経営安定対策へ転換。平成19年産からの導入に向け、計画的に具体化。

環境・資源を重視した施策の導入

農地・農業用水等の資源が良好な状態で保全管理されるよう、地域住民等が一体となった取組を促進するために必要な施策を平成19年度から導入。

農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき規範を策定し、規範を実践する農業者を各種事業の対象とする仕組みを導入。環境への負荷の大幅な低減を図る取組に対する支援を平成19年度から導入。

食の安全と消費者の信頼の確保のための施策の充実

国民の健康の保護を最優先とした施策を展開(科学的原則に基づく食品安全行政の推進、食品表示の適正化の推進やトレーサビリティ・システムの導入促進)。

高品質な農産物の輸出などによる「攻めの農政」の展開

生産者や地域の創意工夫に基づく意欲的な取組を後押し(農産物の海外への輸出や、バイオマスなどの地域資源の積極的活用等の農業・農村における新たな動きを積極的に受け止めた施策の展開)。

2. 食料・農業・農村基本計画に基づいた施策

(1) 食料自給率目標の設定

新たな食料自給率目標の設定

新たな食料自給率の目標設定に当たっては、生産・消費の両面にわたる重点課題を明確にした上で、関係者で構成する食料自給率向上協議会で「行動計画」を策定し、計画的な取組を推進。

目標値については、将来的にカロリーベースで5割以上を目標としつつ、平成27年度に、カロリーベースで45%、生産額ベースで76%。

食料自給率の目標

	平成15年度 (%)	平成27年度 (%)
カロリーベースの総合食料自給率	40	45
生産額ベースの総合食料自給率	70	76
主食用穀物自給率	60	63
飼料用を含む穀物全体の自給率	27	30
飼料自給率	24	35

食料自給率向上協議会について

食料自給率向上協議会
(17年4月設立)

構成メンバー(計32団体)

政府
地方公共団体
農業者・農業団体
食品産業事業者
消費者・消費者団体
学識者

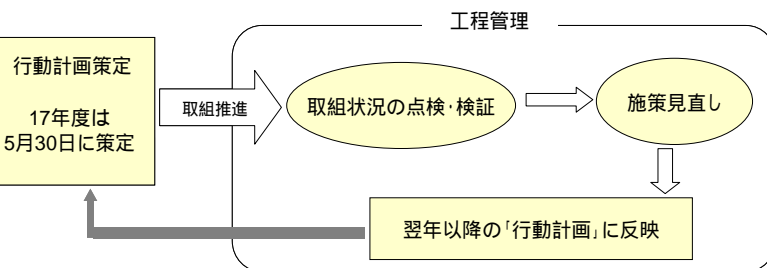
行動計画とは

行動主体ごとに、誰が、いつ、どのような取組を行うのかを明らかにする

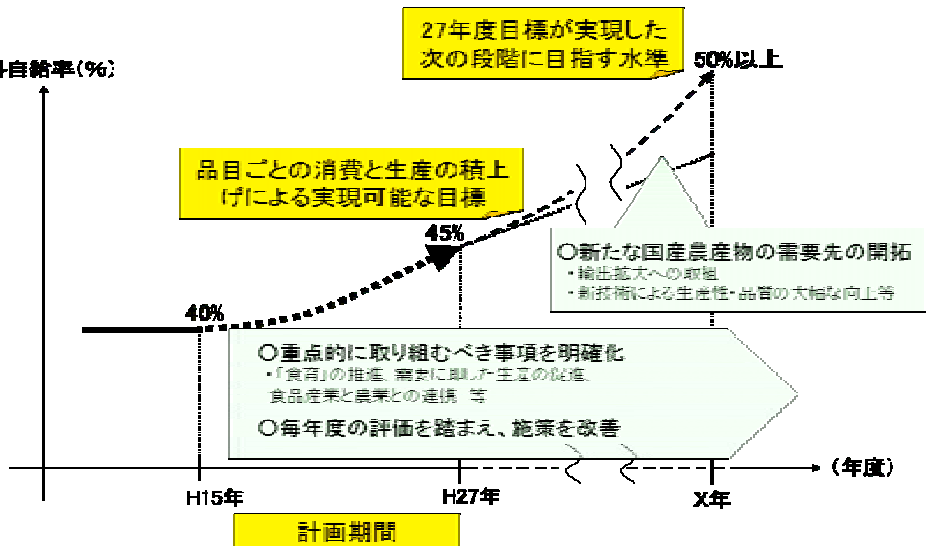
可能な限り数値等で取組の目標を明確化する

関係者の取組の相互の連携と整合性を確保する

取組の工程管理



食料自給率(%)



(2) 農業の持続的な発展に関する施策

経営所得安定対策等大綱

平成19年度から3つの対策を一体的に実施

品目横断的経営安定対策:すべての農家を一律に支援してきた対策から、担い手に施策を集中化・重点化。

米政策改革推進対策:国による生産数量の配分方式を改め、農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムに移行。

農地・水・環境保全向上対策:地域の共同の取組として、農地・農業用水等資源の保全や環境にやさしい農業の実践を支援。

米の生産調整支援策の見直し (米政策改革推進対策)

(19年産～)

品目横断的経営安定対策の導入に伴い、米の収入変動の緩和対策を始め、従来から講じている米政策の支援対策を見直し

米の生産調整を円滑に実施するための対策

施策の対象者…生産調整実施者

[内容]

- ・担い手経営安定対策(米の収入変動の緩和対策の担い手部分)は品目横断的経営安定対策へ移行
- ・産地づくり対策について所要の見直し(担い手以外の者に対する米の米価下落対策等を行えるよう措置)
- ・集荷円滑化対策は実効性を確保し、実施

品目横断的経営安定対策

(19年産～)

担い手を対象に、経営全体に着目し、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正するための補てんと収入減少の影響を緩和するための補てんを実施

担い手に施策を集中化・重点化し、構造改革を加速化するための対策

施策の対象者…担い手(認定農業者及び一定の条件を備える集落営農で一定の経営規模)

[内容]

- ・諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正
(対象品目:麦、大豆、てん菜、
でん粉原料用ばれいしょ)
- ・収入減少による影響を緩和
(対象品目:米、麦、大豆、てん菜、
でん粉原料用ばれいしょ)

農地・水・環境保全向上対策

(19年度～)

品目横断的経営安定対策の導入に併せ、地域の共同活動により、農地・農業用水等の資源や環境の保全向上を図る新たな対策を導入

農村地域を面として活性化するための対策

施策の対象者…担い手以外も含めた多様な主体が参画する地域共同体

[内容]

- ・地域の共同活動として、農地・農業用水等の資源を保全する取組と面的拡がりを持った環境の保全向上に資する営農活動を支援

担い手の育成・確保と新規参入の促進

これまで、担い手の経営発展、農外を含めた新規参入促進等の観点から、戦後最大の農政改革である品目横断的経営安定対策の導入、一般の株式会社等の農業参入の全国的な推進などの改革を進めているところ。

農地は、農業への参入に関して欠くことのできないなど農業の最も基礎的な生産要素であり、農地政策については、担い手育成・確保運動の取組状況や、農地利用の実態等を十分踏まえつつ、必要な検討を幅広く実施。

<農地>

- ・ 国民への食料供給の基盤
- ・ 国土の保全・良好な景観の形成など多面的機能の発揮
- ・ 他用途への転用需要が多い限りある資源

- 担い手の育成・確保 - (戦後最大の農政改革)

全農家を対象とした一律の施策
(17年)
総農家: 285万戸

認定農業者: 約19万
集落営農: 約1万

意欲と能力のある担い手に施策を集中

(27年目標)
効率的かつ安定的な
家族農業経営: 33~37万
効率的かつ安定的な
集落営農経営: 2~4万

- 農地の利用集積 -

- ・ 一般の株式会社等の農業参入の更なる促進(平成17年9月関係法律施行)のほか、**農地情報の集積・公開、生産基盤の整備などの施策により担い手への農地の利用集積を推進**

(17年)

(27年目標)

農地面積: 469万ha

農地面積: 450万ha

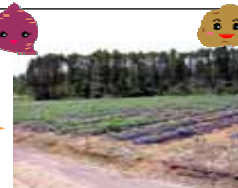
認定農業者等への
利用集積面積
約4割

効率的かつ安定的な
農業経営の経営面積
7~8割

(事例) 企業が遊休農地を借り入れて順調に規模拡大

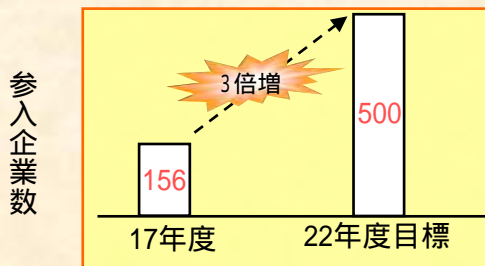
- ・ どんぶり・練り製品製造業者が、自ら加工原料のさつまいも等の生産を開始。当初の2.3haから順調に規模拡大し、現在では10haを経営

1社で東京ドーム
2個分の遊休農地
を解消



- 農外からの新規参入促進 -

- ・ 一般の株式会社等農業生産法人以外の法人の農業参入を全国的に推進(平成17年9月 関係法律施行)



- ・ 今後、農業部門だけでなく、**建設・運輸・観光など多種多様な産業の連携**による取組を拡大

<直面する課題>

- ・ 担い手の減少、高齢化

- ・ 優良農地の確保と担い手への集積

- ・ 耕作放棄地の発生防止と利用率の向上

国内農業の
体質強化

植物新品種や家畜遺伝資源、先端的な研究開発の成果、産地ブランド、経営のノウハウなどの知的財産を積極的に活用する体制づくりを推進。

知的財産の創造の促進

- ゲノム研究やナノテク研究等新たな知的財産の創出につながる先端的な研究開発を強化
- 国内・国外における特許申請の支援等、権利化を促進
- 研究開発を加速化するデータベースや情報システムの構築

知的財産の保護の強化

- 品種登録の迅速化
- DNA品種識別技術の開発
- 品種保護GMNの活動強化
- 和牛遺伝資源の保護

- アジア諸国への知的財産権保護制度の整備・強化を働きかけ

知的財産の活用の推進

- 知的財産を活用した新需要・新産業の創出
- 地域団体商標等を活用した地域ブランドの確立

- 日本の食文化を海外に普及
- 「日本ブランド」の輸出促進

人材の育成、意識の向上

- データベースや情報システムの構築
- 人材バンクのネットワーク化
- 広報活動の強化

我が国農林水産物の国際競争力の強化

農林水産物・食品の輸出の促進に向けた戦略的な取組

中国をはじめとするアジア諸国の経済発展等を好機ととらえ、国際食品見本市への日本ブース出展や海外高級百貨店における常設店舗の設置等、国産農産物の輸出促進を強力に推進し、平成17年度の輸出額は、前年を12.1%上回る3,310億円となったところ。(小泉政権では5年で輸出額の倍増目標を設定)

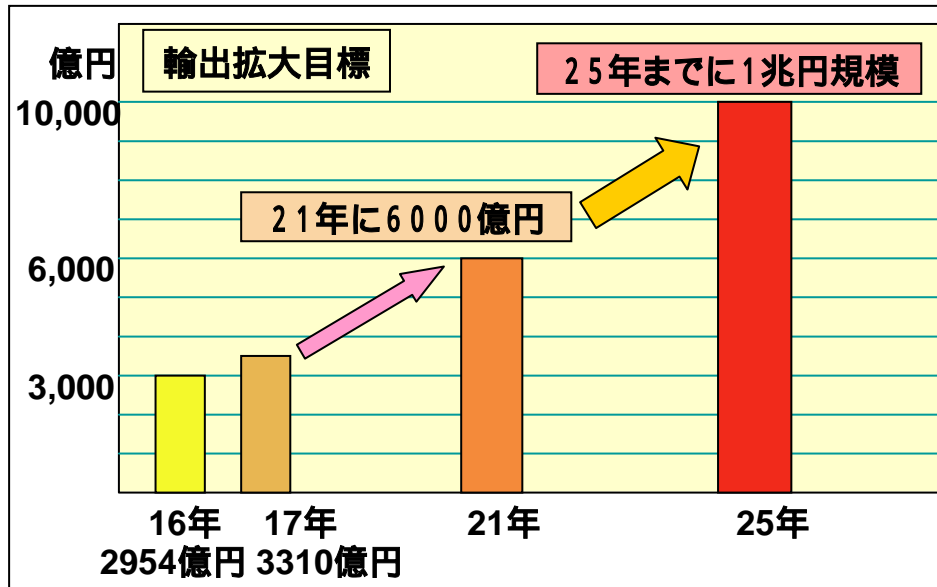
安倍政権においては、この取組を更に加速させ、平成25年までに輸出額1兆円規模を目指す。

農林水産物等輸出促進全国協議会

- ・ 民と官が一体となって取り組む体制を整備
(平成17年4月設立)
- ・ 平成18年度農林水産物等輸出倍増行動計画を策定
(平成18年5月31日)

農林水産省国産農林水産物・食品輸出促進本部

重点的輸出先国別に課題と今後の対応方向等を整理



現在進めている主な取組

「Try Japan's Good Food」事業の創設
海外オピニオンリーダーに対し、在外公館施設を活用して日本産食材を用いた日本食を提供

海外における常設店舗の設置や展示・商談会の開催

「日本食レストラン認証制度」創設の検討
輸出促進とともに、日本食文化の普及、我が国食品産業の海外進出を後押しすることが目的

輸出農林水産物の代表例(平成17年)

品目	輸出額	対H12年比
りんご	53億円	878%
みかん	5億円	105%
緑茶	21億円	182%
ながいも	12億円	193%
さけ・ます	147億円	1,796%
ホタテ	109億円	147%



バイオマスの総合的利活用の促進

～ バイオマスを活用して持続的に発展可能な「バイオマス・ニッポン」の実現 ～



背景・課題

「バイオマス・ニッポン」実現の必要性

- ・地球温暖化の防止・循環型社会の形成
- ・競争力のある新たな戦略的産業の育成
- ・農林漁業、農山漁村の活性化

バイオマス利活用の現状

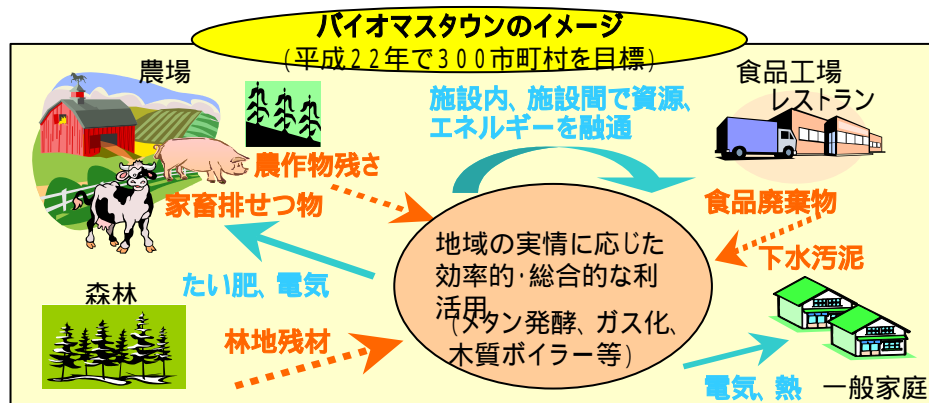
- ・豊富に存在するが十分に利用されているとはいえず、肥料化・飼料化を中心とする利用にとどまっている。
- ・技術に進展により、エネルギー・素材として、化石資源に代替して利用することが可能な状況になっており、利活用の拡大が期待される。

バイオマス		年間発生量 (万t)	利活用の状況
廃棄物系 バイオマス	家畜排せつ物	約8,900	たい肥利用 約80%
	食品廃棄物	約2,200	肥飼料利用など10%未満、90%が焼却・埋立等
	製材工場等残材	約500	エネルギーやたい肥への利用 約90%
	廃棄紙	約1,600	大半が焼却
	下水汚泥	約7,500	建設資材、たい肥利用 約60% 埋立 約40%
	パルプ黒液 (乾燥重量)	約1,400	直接燃焼によるエネルギー利用 ほぼ全量
	建設発生木材	約460	製紙原料、ボード原料、敷料等へ利用 約40%
未利用 バイオマス	農作物非食用部 (稲わら、もみがら等)	約1,300	たい肥、飼料、畜舎敷料等への利用 約30%
	林地残材	約370	ほぼ未利用
資源作物			試験利用レベル

(出典「バイオマス・ニッポン総合戦略」)

施策のポイント・効果

『バイオマス・ニッポン総合戦略』に基づき、バイオマスタウンの構築を目指します。



バイオマスタウン構築に向けての地域の創意工夫ある取組を支援します。

- ・地域の合意形成、利活用のための計画作り、メタン発酵施設等のバイオマス変換施設と併せて、エネルギーを利活用する施設等を一体的に整備するものに対して支援。
- ・地域から提案されたアイデアも事業内容とすることが可能。

(3) 農村の振興等に関する施策

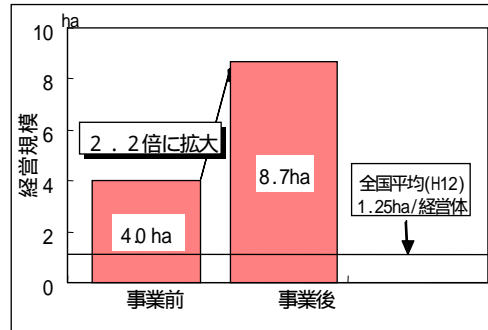
農業生産基盤の整備等

水田・畑の整備(区画整理)や農業用水路・ダム・取水堰等の適切な更新・保全管理・災害対策などを効率的・効果的に推進し、土地条件を改善。

水田整備のイメージ



ほ場整備による担い手の経営規模の拡大



注1:平成8～14年度に完了した都道府県営ほ場整備事業552地区の実績
 注2:担い手-認定農業者等地域の担い手として育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を行う農家等
 注3:経営体-経営耕地のある実農家

農業災害の防止による農地の保全

自然災害による農地の被害

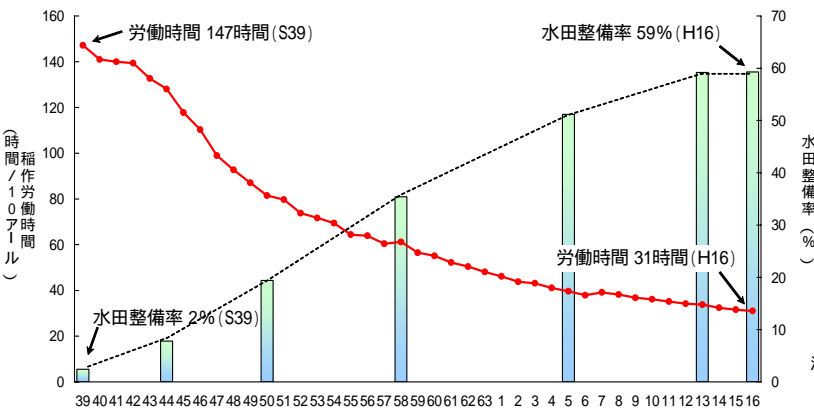


豪雨による農地の湛水

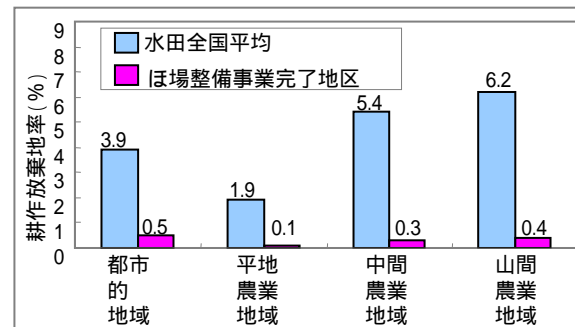


地すべりによる農地の被害

水田整備率と稲作労働時間の推移



農業地域類型区分毎の耕作放棄地率



注1)ほ場整備事業完了地区の耕作放棄地率は、平成5年に完了したすべてのほ場整備事業実施地区146地区の事業実施主体への聞き取り調査による。(調査対象農地:過去2～3年間農地として利用されていない未利用農地)
 注2)水田全国平均の耕作放棄地率は、農林業センサス(2000年)による。耕作放棄地:以前耕地であったもので、過去1年間以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはつきりした考えのない土地。

農業水利施設等の適切な更新・保全管理

農業水利資産の現状

農業用排水路	約40万km
うち 基幹的水路	約4万5千km
基幹的施設 (ダム、取水堰等)	約7千力所
総資産額	約2.5兆円

農村の総合的な整備

秩序ある土地利用を図りながら、活力ある農村を維持するため、農業の生産基盤と農村の生活環境の一体的な整備を行います。このような農村の総合的な整備は、農村地域にゆとりや、やすらぎを求める都市住民の期待にも応え、都市と農村との共生・対流の促進に寄与します。

農村の総合的な整備のポイント

活力と個性ある美しい農村の実現に向け、土地利用の整序化や生活環境の改善、地域資源を活用した整備など、農業生産基盤と生活環境の一体的整備を実施します。

農村の秩序ある土地利用

定住の促進等による農村地域の活性化

都市と農村との共生・対流の促進

農業生産基盤と生活環境の一体的整備

- ・ほ場整備と集落の土地利用の整序化
- ・農道と農業集落道
- ・農業用排水路と農業集落排水路

農村の総合的な整備のイメージ

生産基盤と生活環境が密接不可分となっている農村においては、一体的な計画の下に双方の整備が行われ、管理されることが効果的かつ効率的です。



中山間地域等直接支払制度



中山間地域において、農業生産活動等の維持を通じて多面的機能を確保する観点から、交付金を交付。平成17年度に将来に向けた積極的な取組を促す仕組みに改善。

背景・課題

中山間地域が担う重要な役割

- ・中山間地域は国土面積の約7割、耕地面積、農業産出額の約4割。
- ・食料の供給はもとより、国土の保全、水源かん養、豊かな景観や伝統文化の提供等の多面的機能を有しているところ。
- ・しかし、中山間地域は、過疎化・高齢化の進行等により耕作放棄地が増大する等、多面的機能の確保が困難な状況。

平成12年度より中山間地域等直接支払制度を実施

- ・平らな農地に比べて農産物を生産するためのコストがかかる傾斜等の農用地に、交付金を交付。
- ・全国の約6割の市町村で取組まれ、各集落においては、若者や女性を含めた話し合いが活発化し、集落としての一体感が高まっているところ。

【実施状況（平成17年度）】

市町村数	1,041市町村	全国の約6割
協定数	27,869協定	1市町村当たり約26協定
交付面積	65万4千ha	中山間地域の耕地面積の約3割

施策のポイント・効果

取組のレベルに応じた段階的な単価の設定

- ・10～15年後も農業を続けていくために頑張っている集落ほど交付金が受け取れる仕組みに改善して実施。

期待される集落の活動



耕作放棄地の復旧



小学生の農作業体験など都市農村交流の実施



若い農業者が高齢農家などの農作業を引き受け



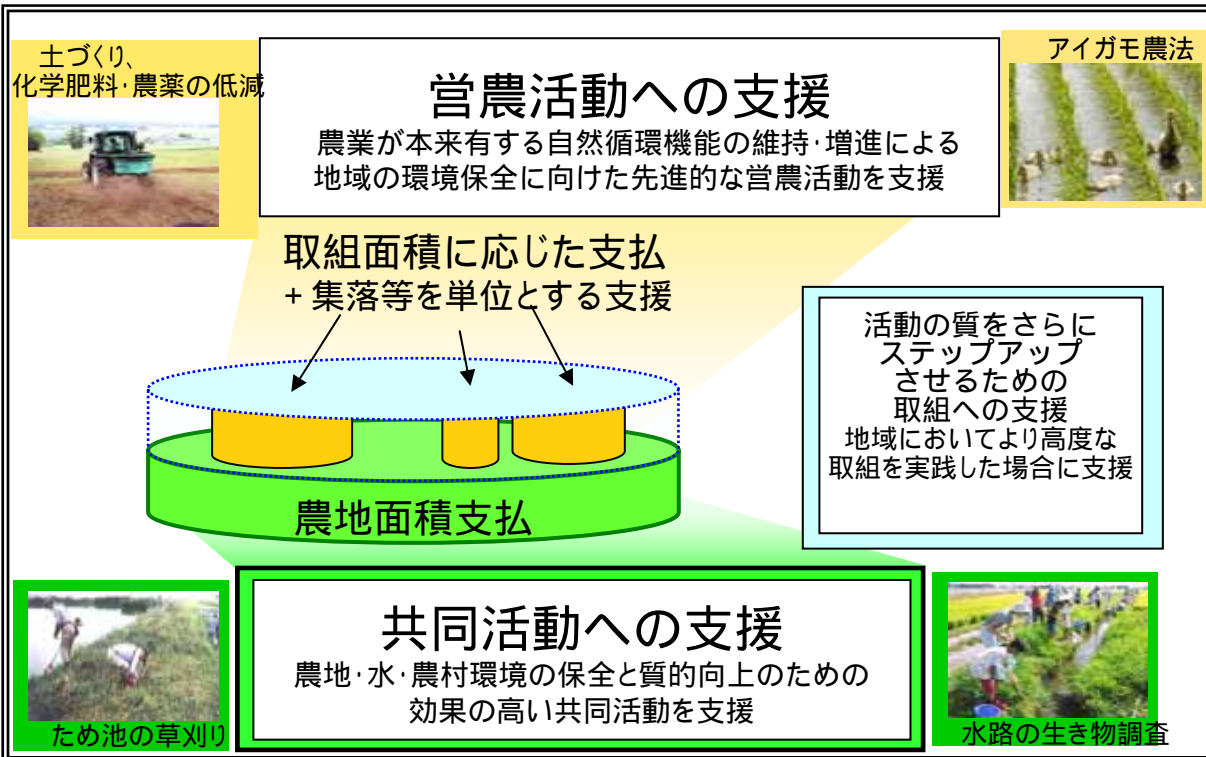
農業機械を共同で利用して防除を実施

農地・水・環境保全向上対策について

国民共有の財産である農地・農業用水等の資源と、その上で営まれる営農活動を、一体として、国民の理解を得つつ、その質を高めながら将来にわたり保全するもの。

対策への取組により、食料の安定供給、多面的機能の発揮、地域の活性化、豊かな環境、農業経営の安定が図られ、国・地方・農業者それぞれが利益を享受。対策の実施に当たっては、これに応じた適切な役割分担が必要。

農地・水・環境保全向上対策



＋ 車の両輪

経営安定対策

力強い農業構造・効率的な農業生産

農業の持続的発展

国民全体の利益
(食料の安定供給・美しい景観)



地方の利益
(地域の活性化・豊かな環境)



農業者の利益
(農業経営の安定)



災害に強い安全で安心な農地・農村の形成

～ 安全な農業の生産基盤を確保し、安心できる農村を実現 ～



背景・課題

【自然的背景】

最近では、集中豪雨や大規模な地震が引き金となっている災害が数多く起こっています。

時間雨量50mm以上の激しい雨が頻繁に降るようになってきました。

	S51～S60	S61～H7	H8～H15	H16
年平均発生回数	209回	234回	271回	468回

【社会的背景】

流域開発や都市化などによる洪水量の増大、地下水汲み上げによる地盤の沈下、生活雑排水による農業用水の水質悪化などが進んでいます。



平成16年7月豪雨による農地のたん水状況（新潟県 長岡市）



水路の水質悪化（徳島県 吉野川下流域地区）

施策のポイント・効果

ため池や水路、農地などの災害を未然に防ぐため、ため池の改修、排水ポンプ場の整備、地すべり対策などを行っています。

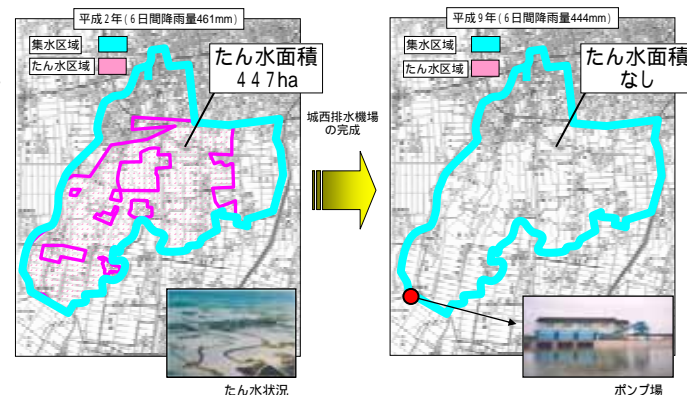
【目標値】 災害の発生のおそれのある農地の減少

100万ha（H14） 76万ha（H19）

（土地改良長期計画の数値目標）

【事例】

排水ポンプ場を整備することにより、たん水被害を解消



農地の災害予測や、効率的な情報伝達のシステムづくりを進めていきます。

- ・ 気象情報をもとにした災害の予測や、そのような情報を携帯電話のメールなどを使って地域の人たちにすばやく伝えるシステムの導入を進めます。

都市と農山漁村の共生・対流の一層の促進

共生・対流への国民の期待とニーズ

出典：「都市と農山漁村の共生・対流に関する世論調査」
(平成18年2月公表、内閣府政府広報室)

都市住民の8割が、都市と農山漁村の交流
について「必要」と回答

5割が「関心」があると回答

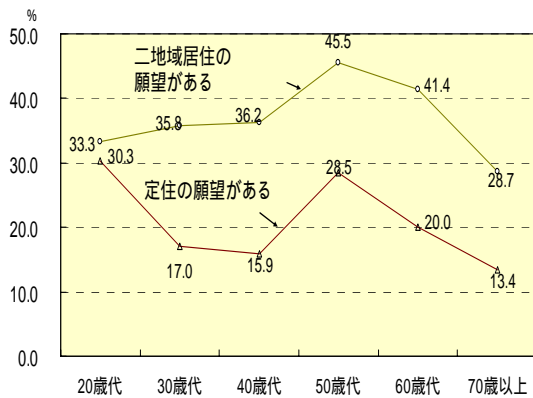
団塊世代を含む50代では、

・二地域居住への願望を有する者が46%

・農山漁村への定住願望では29%

20代の30%が農山漁村へ定住願望

都市と農山漁村の共生・対流に関する意識(年代別)



(注) 二地域居住、定住の願望は「都市地域」に居住している者75人に聞いたもの。

一層の推進が期待される様々な交流の取組

団塊世代の
願望実現



定年を機に住み慣れた首都圏から沖縄県内へ移住。自家製野菜を使用し、農家民宿を経営。



東京から長野県の山里へ「ターン。トレッキング等企画運営組織の主宰、森林メディカルトレーナーなど精力的に活動。

若者世代の
願望実現



NPO地球緑化センターでは、農山村での1年間のボランティア活動を行う「緑のふるさと協力隊」の取組を実施。



宮崎県西米良村では、ワーキングホリデーに取り組み、都市部の若者を多く受入。写真は、青柚子の収穫作業。

農山漁村での
体験学習



青森県南部町では首都圏の農業体験修学旅行の受入に取組み、旧名川町で平成16年度で561人を受入。



東京都武蔵野市では、農山漁村に滞在して体験学習を行うセカンドスクールを全国に先駆けて実施。

多様かつ新たな
主体の参加



(財)阿蘇グリーンストックでは、都市の住民、企業、学校の連携・参加で、野焼き支援ボランティア活動を行い、阿蘇の美しい景観を保全。



山口県内への移住者が、NPOを立ち上げ、山口大学との共同作業で、築百年以上の茅葺き民家の再生保全に取組。

先進事例調査普及、農林漁家民宿の推進、交流拠点等の整備支援など

都市と農山漁村の共生・対流の実現



背景・課題

都市的地域の農業は、耕地面積で25%、農家数で24%、農業産出額で29%を占め、新鮮な農産物を都市住民に供給しています。

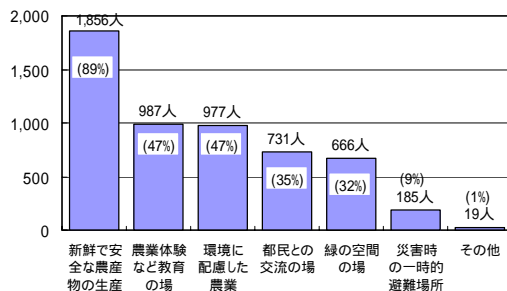
また、農業体験の場や緑地としての「やすらぎ」の場の提供など、都市住民のニーズに応えつつ、より一層の農業に対する理解を進めることが重要です。

【都市住民の都市農業に対するニーズ】

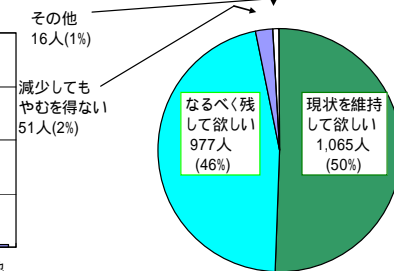
期待は「新鮮・安全な農産物の生産」

9割以上が農業・農地を残して欲しい

「東京における野菜の生産など農業に期待すること」
(人) (3つ回答)



「これからの東京の農業や農地についてどう思うか」



施策のポイント・効果

新鮮な農産物の供給のための基盤整備や農業体験・交流ふれあいの場づくりを応援します。

- ・簡易な基盤整備や市民農園の整備、直売所等の交流のための施設整備を支援します。

【目標値】 都市的地域における市民農園の区画数

12万区画 (H15) 15万区画 (H21)

都市農地の保全のための施設整備を応援します。

- ・農地を災害緊急時の避難場所などに活用するため、防災兼用井戸などの整備を支援します。



再チャレンジ支援施策(「人生二毛作」(団塊世代の定年帰農))の推進

現状

都市部

2007年から団塊世代が大量定年退職

団塊の世代：約680万人

定年後、働く意志を持つ方が大半

東京23区勤務の50代会社員のうち、約85%が定年後も働く意志あり

共生・対流に対する高い潜在ニーズ

農村との気軽な交流を希望する
54% (H2) 69% (H11)
田舎暮らし希望者(50歳代)：43%
うち 就農希望者(50歳代)：11%

農村部

深刻化する高齢化、担い手不足

団塊世代が仕事で培った能力等を活かしながら田舎で再チャレンジできる体制が必要

「人生2毛作」のススメ

具体的施策

複線的ステージを設けつつ、各人の農作業・地域社会等に関する関心・関連度に応じて、適切なコースに誘導する仕組みを構築

当面実施すべき施策

- 〔情報収集段階〕 ・「人生2毛作」ポータルサイトの開催
- 〔体験・研修段階〕 ・技能・経験等に応じた研修コースの整備
・企業や市民農園での出前農業講座
- 〔就職準備段階〕 ・就農希望者と集落ぐるみの営農組織とのマッチング
・空き家バンクの創設
- 〔定着段階〕 ・営農組織への新規就農と受入の支援 等

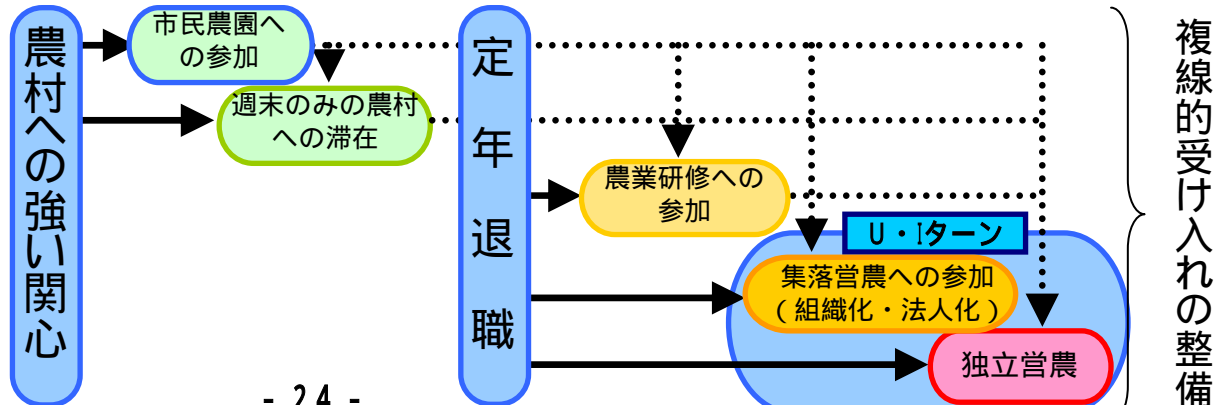
中長期的施策

- 地域医療や都市との連絡手段など、生活基盤の整備
- ・インターネット等を活用した診療システム
- ・公共交通機関の確保
- ・インターネット環境の整備等、都市との情報格差の解消 等

施策の効果

農山漁村で人生の新たなステージ
生涯現役への途
地域農業・地域社会の活性化

- 【60歳以上の離職就農者数を5割増】
4.2万人(15年度) 6万人(23年度)
- 【体験農作業を行うための身近な市民農園区画数】
11.9万区画(16年度末) 15万区画(21年度末)
- 【受け皿としての集落営農数(農業構造の展望)】
約1万(17年) 効率的かつ安定的な
集落営農経営 2~4万(27年)



(4) 食の安全、食育や地産地消等の推進

食の安全と消費者の信頼確保の徹底

食に対する消費者の信頼を回復するため、国民の健康保護を最優先に、農場から食卓まで一貫して食の安全を確保するとともに、食品表示の適正化を進めることにしているところ。

「食」は「いのち」を支える源であり、一日たりとも欠かすことのできない国民生活の基本。国民の健康保護を第一として、食の安全と消費者の信頼を確保するための施策を徹底。

食品安全の確保

科学的原則に基づくリスク管理の推進

- ・標準手順書に従い、食品中の有害物質などのリスク管理を実施

農場から食卓までの安全確保の徹底

- ・科学的・統一的な枠組みの下で有害化学物質の実態調査や生産資材の調査・試験の実施
- ・食品安全GAPの普及・促進
- ・生産資材(農薬、飼料等)の適正使用・管理

家畜防疫体制の推進

- ・家畜伝染病の発生予防、まん延防止措置の強化
- ・動物の輸出入検疫措置の強化

消費者の信頼確保

食品表示の適正化

- ・食品表示に関する監視・指導の充実
- ・生産情報等に関わるJAS規格や食品表示の充実

トレーサビリティ・システムの導入推進

- ・牛肉
法律に基づく措置が適正に実施されるよう監視・指導
- ・牛肉以外の食品全般
システム開発の助成により、食品事業者等の自主的な導入を支援

リスクコミュニケーションの推進

- ・個別のテーマに関する意見交換会の開催
- ・食品安全に関する情報をわかりやすく提供

食育の推進



望ましい食生活を実践するための指針として、1日に何をどれだけ食べたらよいかを示した「食事バランスガイド」を厚生労働省、農林水産省で決定。「日本型食生活」の実現に向けて、この普及活用を促進する。

17年7月に施行された「食育基本法」に基づき、関係府省と連携して「食育」を推進するとともに、平成18年3月31日に「食育推進基本計画」を決定。

現状

・「食」を大切にする心の欠如

世界の栄養不足人口は約8億4千万人
一方日本では年間2,150万トン以上の食品廃棄物が発生

・栄養バランスの崩れ

30代～60代男性の約3割が肥満
20代女性の4人に1人がやせ

・不規則な食事の増加

20代男性の約3割が朝食を欠食

・「食」の安全上の問題の発生

食品購入時に「安全性」を意識する消費者は約6割

・「食」の海外への依存

食料自給率はカロリーベースで4割

・伝統ある食文化の喪失

はしを正しく持てる児童の割合が、5年間で4%減少

小学5年:48%(H7) 44%(H12)

課題

食生活の改善

農林水産業、食品産業に関する正しい理解の推進

地域の優れた食文化の継承

食品の安全性に関する情報提供の強化

食育推進基本計画における主な目標

学校給食における地場産物の使用割合の増加
21%(16年度) 30%以上(22年度)

様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加
42%(17年度) 60%以上(22年度)

食育の取組

地産地消について、学校給食等を通じ全国的に展開

「食事バランスガイド」等の活用促進

都市と農山漁村の共生・対流や農林漁業体験活動の促進

○ 食品の安全性に関する情報の提供

地産地消の推進について

地産地消は、生産・消費者ともにメリットがあり、「顔が見え、話ができる」関係の構築を更に促進する必要がある。

地産地消の現状

直売所

- ・全国1万カ所
(うち常設・有人2,982カ所)
- ・年間販売額平均
約7,500万円
うち地場農産物
約5,000万円

加工場

- ・農産物加工場
1,686カ所
- ・地場農産物仕入額は
総仕入額の約8割

学校給食

- ・約8割の小中学校で
学校給食に地場産物を使用
7割が増やす意向

地産地消活動目標

地産地消推進計画の策定

- ・H17年度策定目標
600地区
- ・H17年度策定数
618地区
- ・H19年度までに
900地区を目標

学校給食の地場産物の使用割合

- ・H16年度 21%
 - ・H22年度までに
30%以上を目標
- (品目ベース)

18年度に実施中の施策

地産地消推進計画の策定促進

学校給食・観光業等における地産地消の推進

地産地消活動効果の測定分析

地産地消の情報提供(国際シンポジウムの開催、広報誌の発行)

直売に関する人材育成セミナー

優良事例の表彰・情報提供

19年度に講ずる新たな施策

地産地消モデルタウンの整備
農業、給食、商工、観光業等が一丸となり、地域全体で地産地消に取り組む地域に対し、重点的に支援

地産地消のための人材育成
農業と給食、商工、観光業等の地産地消関係者を結びつけるコーディネーターを育成

食料産業クラスターの進捗状況

(全国の食料産業クラスター協議会の設置状況及び新製品開発クラスターの例)

